

滋賀県国土強靱化地域計画の実施状況および次期計画の骨子案について

1 趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が公布・施行され、基本法に基づき、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が策定された。

本県においても、平成 28 年 12 月に「滋賀県国土強靱化地域計画」(以下「地域計画」という。)を策定した。地域計画の期間は 5 年間であるが、国交付金等関係予算の配分について、令和元年 8 月 2 日「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」において令和 2 年度以降の予算の重点化・要件化の方針が申し合わせされたことから、その対応のため、改定時期を前倒しして次期計画を策定する。

なお、重点化等の対象としては、必要な取組や事業について計画に明記することが求められている。

2 経過

令和元年(2019年)

10月7日 常任委員会へ計画改定について報告

3 今後の予定

令和元年(2019年)

12月16日 常任委員会へ現計画の実施状況および次期計画の骨子案を報告

令和 2 年(2020年)

2月上旬 常任委員会へ計画素案を報告

3月中旬 常任委員会へ計画原案を報告

県民政策コメント実施

5月 常任委員会へ県民政策コメント結果を報告

計画策定